

法定外公共物の管理に関する要綱

第1 目的

この要綱は、豊中市法定外公共物管理条例（平成16年豊中市条例第47号。以下「条例」という。）及び豊中市法定外公共物管理条例施行規則（平成16年豊中市規則第81号。以下「規則」という。）の施行細目について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 法定外公共物に関する工事又は法定外公共物の維持(以下「工事等」という。)の承認

1 承認申請

(1) 承認申請書

規則第2条第1項の法定外公共物工事等施行承認申請書は、第1号様式とする。

(2) 添付図書

規則第2条第2項の規定により添付する図書の詳細は、別表第1のとおりとする。

2 審査の方針

市長は、規則第2条第1項の法定外公共物工事等施行承認申請書の提出を受けた場合は、当該工事が法定外公共物の機能の維持又は向上が図れるものであって、管理上支障がなく、かつ、その必要性及び合理性について総合的に判断した上で、真にやむを得ないと認めたとときに限り、承認するものとする。

3 承認書並びに工事等の着手及び完了の届出書

(1) 規則第2条第4項の法定外公共物工事等施行承認書は第2号様式とし、承認をしない旨の通知書は第3号様式とする。

(2) 工事等の着手及び完了の届出は、第4号様式によるものとする。

第3 占用の許可

1 許可申請

(1) 許可申請書

規則第3条第1項の法定外公共物占用許可申請書は、第5号様式とする。

(2) 添付図書

規則第3条第2項の規定により添付する図書の詳細は、別表第2のとおりとする。

2 審査の方針

市長は、規則第3条第1項の法定外公共物占用許可申請書の提出を受けた場合は、当該占用が公共性と安全性を備えたものであって、管理上支障がなく、かつ、その必要性及び合理性について総合的に判断した上で、真にやむを得ないと認めたとときに限り、許可するものとする。

3 許可基準

(1) 占用物件の一般的許可基準

法定外公共物の敷地外に余地がないため、やむを得ないものであること。

官民境界が確定していること。

住宅、店舗、工場、事務所、倉庫その他の個人、法人等が所有する建築物又は工作物の敷地としての占用は、許可しない。ただし、本市が国から法定外公共物の譲与を受ける前に大阪府が許可したものについては、この限りでない。

(2) 地上占用物件の一般的許可基準

暴風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により法定外公共物の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないものであること。

設置場所、構造及び色彩等は、信号機、道路標識、区画線及び道路標示等の効用を妨げないものであり、かつ、消防活動の支障とならないものであること。

建築限界は、水路及び歩路にあっては2.5m以上、車道にあっては4.7m以上とする。また、線類の上空占用は地上から5m以上とする。

(3) 地下占用物件の一般的許可基準

堅固で耐久力を有するとともに、法定外公共物又は他の占用物件に支障を及ぼすおそれがないものであること。

工事実施上又は保安上支障のない限り、他の地下占用物件に接近していること。

地面又は地面にある他の占有物件に支障のない限り，地面に接近していること。

車道に埋設する場合は，道路の強度に影響を与えないものであること。

4 許可書並びに工事の着手及び完了の届出書

(1) 規則第3条第4項の法定外公共物占有許可書は第6号様式とし，許可をしない旨の通知書は第3号様式とする。

(2) 工事の着手及び完了の届出は，第4号様式によるものとする。

第4 占有許可期間等

1 占有許可期間

条例第6条第1項の市長が特に必要があると認めるときは，道路法（昭和27年法律第180号）第36条第1項に規定する事業のための占有とする。

2 占有許可期間の更新申請

規則第4条の法定外公共物占有更新許可申請書は第5号様式とし，当該申請書に添付する図書の詳細は別表第3のとおりとする。

第5 占有料

1 共架電線その他上空に設ける線類の延長の算出について

共架電線その他上空に設ける線類の延長については，実延長とする。ただし，これにより難しい場合は，500分の1以上の図面での図上計測によることができる。

2 地下電線その他地下に設ける線類について

地下電線その他地下に設ける線類とは，電線共同溝又はキャブ等に収容される電線をいい，線類の延長は実延長とする。

3 占有料の計算及び算定方法について

(1) 地下埋設物において，占有物件の管径が異なる場合は，条例別表に規定する管径の区分ごとに実延長を計算し，それぞれを合計して算出する。なお，不等沈下を防ぐための枕木等は，路盤とみなして占有料の徴収の対象としない。

(2) 広告物は，看板1枚ごとに端数を切り上げて算出する。

4 占有料の減免について

(1) 規則第7条第3項第15号の市長が特に必要があると認める場合は，国及び

大阪府が行う事業のため占用する場合その他これらに類する場合で市長が特に必要があると認めるときとする。

- (2) 規則第7条第1項の法定外公共物占用料減免許可申請書は第7号様式とし、同条第4項の法定外公共物占用料減免許可書は第8号様式とし、同項の許可をしない旨の通知書は第3号様式とする。

第6 権利譲渡等の制限

規則第8条第1項の法定外公共物占用権利譲渡等許可申請書は第9号様式とし、同条第3項の法定外公共物占用権利譲渡等許可書は第10号様式とし、同項の許可をしない旨の通知書は第3号様式とする。

第7 地位の承継

- 1 規則第9条の法定外公共物占用地位承継届出書は、第11号様式とする。
- 2 規則第9条の事実を証する書類とは、相続の場合にあっては土地の登記事項証明書とし、合併又は分割の場合にあっては法人の登記事項証明書とする。ただし、相続の場合において当該相続に係る登記手続が完了していないときは、遺産分割協議書及び戸籍謄本その他の相続人を証する書類とする。

第8 原状回復

規則第10条第1項の法定外公共物占用廃止届出書は、第12号様式とする。

第9 監督処分

条例第16条に規定する監督処分は、命令書により行うものとし、その様式は第13号様式とする。

第10 過料

条例第21条の規定により過料を科すときは、過料通知書により行うものとし、その様式は第14号様式とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から実施し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施し、令和3年1月1日から適用する。

別表第 1

	図書名	道路	水路
規則第 2 条第 2 項第 1 号の 図面	位置図		
	公図の写し		
	現況平面図		
	現況断面図		
規則第 2 条第 2 項第 2 号の 許可書	道路使用許可書		
	水道管工事許可書		
	公共下水道管工事承認書		
規則第 2 条第 2 項第 3 号の 設計書 ,仕様書及び構造図面	計画平面図		
	計画断面図		
	工事仕様書		
	構造図		
規則第 2 条第 2 項第 4 号の 同意書	同号の同意書		
規則第 2 条第 2 項第 5 号の 図書	公共用地境界確定書の写し		
	土地の登記事項証明書		
	現況写真		
	規則第 2 条第 2 項第 4 号以外の同意書(土地改良区・水利組合等の同意書)		
	その他市長が必要と認める図書		

：すべての工事等の承認申請に必要なもの

：添付を求めるケースがあるもの

別表第 2

	図書名	道路	水路
規則第 3 条第 2 項第 1 号の 図面	位置図		
	公図の写し	×	
	現況平面図		
	現況断面図		
規則第 3 条第 2 項第 2 号の 設計書 ,仕様書及び構造図面	計画平面図		
	計画断面図		
	工事仕様書		
	構造図		
	占用物件の求積図		
	占用物件の数量集計表		×
規則第 3 条第 2 項第 3 号の 許可書	道路使用許可書		
	水道管工事許可書		
	公共下水道管工事承認書		
規則第 3 条第 2 項第 4 号の 同意書	同号の同意書		
規則第 3 条第 2 項第 5 号の 図書	公共用地境界確定書の写し		
	土地の登記事項証明書	×	
	現況写真		
	工事仕様書		
	規則第 2 条第 2 項第 4 号以外の同意書(土地改良区・水利組合等の同意書)		
	その他市長が必要と認める図書		

：すべての占用許可申請に必要なもの

：添付を求めるケースがあるもの

×：添付を求めないもの

別表第 3

	図書名	道路	水路
規則第 3 条第 2 項第 1 号を 準用する図面	位置図		
	現況平面図		
規則第 3 条第 2 項第 5 号を 準用する図書	現況写真		
	占用許可書の写し		
	その他市長が必要と認める図書		

：すべての占用許可更新申請に必要なもの

：添付を求めるケースがあるもの

樣 式 集

樣式第 1 号	法定外公共物工事等施行承認申請書
樣式第 2 号	法定外公共物工事等施行承認書
樣式第 3 号	通知書
樣式第 4 号	法定外公共物工事等着手・完了届
樣式第 5 号	法定外公共物占用許可申請書
樣式第 6 号	法定外公共物占用許可書
樣式第 7 号	法定外公共物占用料減免許可申請書
樣式第 8 号	法定外公共物占用料減免許可書
樣式第 9 号	法定外公共物占用權利讓渡等許可申請書
樣式第 10 号	法定外公共物占用權利讓渡等許可書
樣式第 11 号	法定外公共物占用者地位承継届出書
樣式第 12 号	法定外公共物占用廃止届出書
樣式第 13 号	命令書
樣式第 14 号	過料通知書

第1号様式

法定外公共物工事等施行承認申請書

年 月 日

豊 中 市 長 様

住 所
申請者
氏 名

豊中市法定外公共物管理条例第4条第1項の規定による工事等の承認を受けるため、下記のとおり申請します。

記

工事等施行場所	豊中市	番地先
工事等施行目的		
工事内容及び 工事等数量	工事等 内容	工事等 数量
工事等施行期間	年 月 日 (日間) 年 月 日	
工事等実施方法		
連 絡 先	名 称 担当者氏名	TEL

添付図書 位置図、公図の写し、土地の登記事項証明書、境界確定書の写し、現況平面図、現況断面図、計画平面図及び断面図、工作物構造図（平面図、断面図）、求積図、現況写真、利害関係者の同意書

提出部数 正副各1部

なお、申請者が個人である場合であって、本人が自署するときは、押印は不要である。

法定外公共物工事等施行承認書

住 所

氏 名 様

豊中市長

印

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物工事等施行は、豊中市法定外公共物管理条例第4条の規定により、下記条件を付けて承認する。

条 件

1. のため、工事等施行を承認する法定外公共物は、次のとおりであって、申請書及び附属図面記載事項とする。
工事等施行場所 豊中市
工事等内容及び数量
工事等施行期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
2. 法定外公共物の本復旧工事は、当市 工法により施行すること。
3. 工事等に着手したとき及び工事等を完了したときは、主管課に届け出て、その指示又は検査を受けること。
4. 工事等は、申請書及び添付図書のとおりとする。
5. 工事等現場には、保安施設の完備と危険防止に十分な措置を講じること。
6. 工事中は歩行者の安全を確保し、通行に支障をきたさないこと。
7. 工事等に起因する法定外公共物の工作物、附属物等の破損は、申請者の費用負担において、直ちに原形に復旧すること。
8. 本書は、工事等の承認を受けた者が保管し、市係員の要求があったときは、直ちにこれを提示すること。
9. この条件によるほか、その他関係法令を遵守すること。

通 知 書

住 所

氏 名

様

豊中市長

印

下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 内 容	不承認・不許可とする。
申 請 内 容	法定外公共物
申 請 場 所	豊中市 番地先
申 請 年 月 日	年 月 日
適 用 条 項	豊中市法定外公共物管理条例第 条第 項の規定
決 定 の 理 由	
問 合 せ 先	豊中市 部 課 担当者 連絡先

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に豊中市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式

年 月 日

工 事 等 (着手・完了) 届 出 書

豊 中 市 長 様

住 所
申請者
氏 名

下記のとおり工事等(着手・竣工)しましたので届け出します。

記

工 事 等 の 場 所	豊中市	番地先	
工事等(着手・竣工)日	年 月 日		
許 可 年 月 日	豊 中 市 長	豊中市消防長	豊中警察署長
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号	第 号	第 号
工 事 等 施 行 内 容			
工 事 等 業 者 名	電話		
工 事 等 担 当 者	電話		
添 付 図 書	位置図, 平面図, 断面図, 写真(着工前, 施工状況, 出来型, 竣工)		

第5号様式

法定外公共物占用許可申請書

新 規	更 新	変 更	年 月 日	号
--------	--------	--------	-------	---

年 月 日

豊 中 市 長 様

〒
住 所 _____

氏 名 _____

担当者
TEL _____ () _____

豊中市法定外公共物管理条例第5条第1項の規定による占用の許可を受けるため、次のとおり申請します。

占用の目的					
占用の場所	豊中市		地番先		
占用物件等	名 称	規 模	数 量		
占用の期間	年 月 日から	間	占用物件の構造		
工事の期間	年 月 日から	間	工事実施の方法		
法定外公共物の復旧方法					
備 考					
<p>添 付 図 書 位置図、公図の写し、土地の登記事項証明書、境界確定書の写し、現況平面図、現況断面図、計画平面図及び断面図、工作物構造図（平面図、断面図）、求積図、現況写真、利害関係者の同意書 更新の場合は、位置図、現況写真、前回許可書の写し</p> <p>記 載 要 領 1 新規・更新・変更については、該当するものを で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名・連絡先を記載すること。 3 「場所」の欄には、地番先まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。 4 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。</p>					

第6号様式

法定外公共物占用許可書

新規	更新	変更	年 月 日
----	----	----	-------

文書記号 + 法第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

占用の目的					
占用の場所	豊中市		番地先		
占用物件	名 称	規 模		数 量	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造		
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工 事 実 施 の 方 法		
法定外公共物の復旧方法					
<p>年 月 日付けで申請のあった占用については、別紙の条件を付して許可する。</p> <p style="text-align: center;">豊中市長 印</p>					

許 可 条 件 (1)

1. 占用期間
平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで (日間)

2. 工事期間
平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで (日間)

3. 道路の復旧方法
路面復旧工事は、当市 の工法により
 工事施行者において施工すること。
 市施工による復旧(復旧工事負担金は納額通知書により納付すること。)

4. 占用料 下記金額を別紙納付書により指定期日までに納付すること。

占用料	初年度	円	明細
	次年度以降		明細

5. 許可の範囲は、申請書及び添付図書のとおりとし、申請内容及び次の条件に違反したときは、許可を取り消し原状回復を命じることがある。

6. 工事等に着手したとき及び工事等を完了したときは、主管課に届け出て、その指示又は検査を受けること。

7. 公共用地境界杭及び基準点が工事等により支障となる場合は、「豊中市基準点及び道路境界杭の管理に関する要綱」に基づきあらかじめ主管課に届け出てその指示を受けること。

8. 占用許可を受けた者は、占用の期間中、工事の個所、目的、期間、許可年月日、許可番号並びに自己の住所及び氏名等を明記した表示板を指定された場所に設置すること。

9. この許可書は占用の許可を受けた者において保管し、市係員の要求があったときは、直ちにこれを提示すること。

10. 法定外公共物の管理上又は工事等のため市が必要と認めるときは、占用期間内であってもこの許可を取り消し、工作物の撤去又は位置の変更を命じることがある。

11. 占用物件設置後は、その維持管理を十分に行うとともに、これに起因する事故等は、占用者においてその賠償の責めを負うものとする。

12. 占用期間が満了し、又は占用を廃止する場合は、その旨を届け出ること。

13. 占用期間満了後、引き続き占用しようとするときは、期間満了1ヶ月前までに法定外公共物占用許可申請書を市長に提出し、その許可を受けること。

14. 占用者が住所又は氏名を変更したときは、速やかに届け出ること。

15. その他関係法令を遵守すること。

(共架線 2 次占用の場合に付け加える条件)

16 . 地上 5.0m 以上とすること。

17 . 道路横断部分は , 直角横断とすること。

18 . 道路構造及び交通の支障とならないよう措置すること。

19 . 保守管理契約又は施設若しくは設備の使用に関する契約を変更しようとするときは , 市長に届け出ること。

20 . 市長の監督処分によって工作物 (電柱又は電話柱) の撤去等が必要となる事態が生じたときは , 一体となっている処分対象外の施設 (本許可物件) の部分についても同時に撤去されることについて受認すること。

21 . 風雨その他衝撃により危険又は不体裁になったときは , 速やかに適切な措置を講じること。

許 可 条 件 （ 2 ）

- 1．工事等の着手前に着手届を提出し，主管課と打合せのうえ施工すること。
- 2．工事期間を厳守すること。
- 3．工事等は所轄警察署長の道路使用許可を受けてから施行すること。
- 4．工事中は許可書を現場責任者に携帯させること。
- 5．工事等に際しては，事前に地元住民，商店，事業所等に対して協力を得られるよう工事の目的，期間，方法等を十分広報するとともに，道路の交通及び構造に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じること。また，工事に伴う第三者からの苦情等は占用者において処理すること。
- 6．工事等に際しては，事前に現地をよく調査・測量し，また，既設占用物件管理者と十分連絡調整の上試掘等で調査・探索し，物件の種類，構造，数量，経過年数等具体的状態を把握して工事を円滑に図ること。
- 7．工事等に際しては，市長，警察署長，既設占用物件管理者の指示事項及び緊急時における必要措置について工事従事者全員に十分周知徹底すること。
- 8．工事等に際しては，主管課の指示に従い盲人用音響式保安施設を併設すること。
- 9．工事等に際しては，届出を必要とする特定建設事業等については所定の手続を行い，規制基準を遵守するとともに公害防止に努めること。その他工事等に際して他の法令の規律を受ける事項に関しては，別途関係官庁の許可又は承認を受けること。
- 10．当該工事施行により露出することとなるガス管の防護工法の決定をガス事業者に依頼するとともに，決定された工法により施工された旨のガス事業者の確認書を提出すること。
- 11．工事の期間中は，許可年月日，許可番号，工事期間並びに占用許可を受けた者の住所，氏名及び電話番号等を表示した工事表示板を工事起終点に掲示し，その他案内標識等道路標識を所定の位置に正しく設置するとともに危険防止上必要な防護柵や注意事項の広報等を行い，かつ，夜間においては赤色燈又は黄色燈を点じ，工事現場における他の交通による危険防止のため十分配慮すること。
- 12．工事中には，既存物件の支障にならないよう施工するとともに万一支障となる場合又は破損を生じた場合，特にガスの漏洩があった場合は，掘削等の工事を直ちに中止し，所定の連絡網により関係機関と連絡を取り，現場における応急処理体制を確立すること。
- 13．工事等に際しては，次の各号に掲げることを厳守すること。
 - (1) 道路を掘削する場合は，特別の理由がある場合を除き当日中に埋戻すこと。
 - (2) 掘削は，溝掘若しくはつぼ掘又は推進工法によるものとし，えぐり掘はしないこと。
 - (3) 掘削箇所には，その土質及び掘削深さ等に応じ土留め支保工を行うか，適正な法勾配をつけること。
 - (4) 路面排水を妨げない措置を講じ，湧水先にも注意すること。
 - (5) 道路を横断して掘削する場合は，交通に著しく支障を及ぼさない範囲で原則として

部分的に掘削を行い、その部分に交通を妨げない措置を講じた後、次の部分を掘削すること。なお、鉄板等で覆工する場合は、すべり止めの対策を施し車両の通行によりはがれないよう定着させるとともに路面との取付は高低差のないようにさせること。

(6) 舗装道路の掘削は、コンクリートカッター等で丁寧に切り取り、舗装片は下層の掘削土砂と混じらないよう注意すること。

(7) 埋戻しは山砂又は山砂と同等以上の材料で行い、厚 15cm ごとにランマー等のしめ固め機械で十分転圧し、掘削前の地耐力値までしめ固めること。

14. 工事用材料置場を道路敷地以外に設け、みだりに路面上に工事用材料等を堆積したり散乱させないこと。

15. 仮復旧は、アスファルトコンクリート厚さ 3 cm 又は 5 cm とし路盤工は砕石厚 10 cm 以上の安定した工法で行うこと。

16. 仮復旧完了後は残土、残材料等を取り除き路面を清浄し、工事施行者の表示を行うこと。

17. 路面標示を消滅させたときは仮復旧といえども速やかに復旧すること。

18. 仮復旧完了後、主管課に届出を行い、現地立会のうえ検査及び本復旧面積の決定を受けること。

19. 工事等の施行により法定外公共物構造物及び附属物等を破損した場合は、申請者の費用をもって直ちに原形に復旧すること。

20. 工事等に瑕疵があったときは、その瑕疵を補修し又は損害を賠償すること。

21. 工事等に起因して第三者に損害を及ぼしたときは、申請者においてその賠償の責めを負うこと。

22. 路面本復旧工事の施行等は、別途主管課の指示に従うこと。

許 可 条 件 (3)

1. 占用期間
平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで (日間)

2. 工事期間
平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで (日間)

3. 水路の復旧方法
水路の復旧については、原状回復を原則とし、工事施行者において施工すること。

4. 占用料 下記金額を別紙納付書により指定期日までに納付すること。

占用料	初年度	円	明細
	次年度以降		明細

5. 許可の範囲は、申請書及び添付図書のとおりとし、申請内容及び次の条件に違反したときは、許可を取り消し原状回復を命じることがある。

6. 工事等に着手したとき及び工事等を完了したときは、主管課に届け出て、その指示又は検査を受けること。

7. 公共用地境界杭及び基準点が工事等により支障となる場合は、「豊中市基準点及び道路境界杭の管理に関する要綱」に基づきあらかじめ主管課に届け出てその指示を受けること。

8. この許可書は占用の許可を受けた者において保管し、市係員の要求があったときは、直ちにこれを提示すること。

9. 法定外公共物の管理上又は工事等のため市が必要と認めるときは、占用期間内であってもこの許可を取り消し、工作物の撤去又は位置の変更を命じることがある。

10. 占用物件設置後は、その維持管理を十分に行うとともに、これに起因する事故等は、占用者においてその賠償の責めを負うものとする。

11. 占用期間が満了し、又は占用を廃止する場合は、その旨を届け出ること。

12. 占用期間満了後、引き続き占用しようとするときは、期間満了1ヶ月前までに法定外公共物占用許可更新申請書を市長に提出し、その許可を受けること。

13. 占用者が住所又は氏名を変更したときは、速やかに届け出ること。

14. 清掃、維持管理等は占用者において責任をもって行うこと。

15. 工事期間を厳守すること。

16. 工事等に際しては、事前に地元住民、商店、事業所等に対して協力を得られるよう工事の目的、期間、方法等を十分広報するとともに、道路の交通及び構造に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じること。また、工事に伴う第三者からの苦情等は占用者にお

いて処理すること。

17. 工事等に際しては、市長、道路管理者、警察署長、既設占用物件管理者の指示事項及び緊急時における必要措置について、工事従事者全員に十分周知徹底すること。
18. 工事等に際しては、届出を必要とする特定建設事業等については所定の手続を行い、規制基準を遵守するとともに公害防止に努めること。その他工事等に際して他の法令の規律を受ける事項に関しては、別途関係官庁の許可又は承認を受けること。
19. 工事の期間中は、許可年月日、許可番号、工事期間並びに占用許可を受けた者の住所、氏名及び電話番号等を表示した工事表示板を工事場所の指定された場所に掲示し、危険防止上必要な防護柵や注意事項の広報等を行い、かつ、夜間においては赤色灯又は黄色灯を点じ、工事現場における他の交通による危険防止のため十分配慮すること。
20. 工事中には、既存物件の支障にならないよう施工するとともに万一支障となる場合又は破損を生じた場合、特にガスの漏洩があった場合は、掘削等の工事を直ちに中止し、所定の連絡網により関係機関と連絡を取り、現場における応急処理体制を確立すること。
21. 工事等の施行により法定外公共物構造物及び附属物等を破損した場合は、申請者の費用をもって直ちに原形に復旧すること。
22. 工事等に瑕疵があったときは、その瑕疵を補修し、又は損害を賠償すること。
23. 工事等に起因して第三者に損害を及ぼしたときは、申請者においてその賠償の責めを負うこと。
24. その他関係法令を遵守すること。

(共架線 2 次占用の場合に付け加える条件)

25. 地上 5.0m 以上とすること。
26. 保守管理契約又は施設若しくは設備の使用に関する契約を変更しようとするときは、市長に届け出ること。
27. 市長の監督処分によって工作物(電柱又は電話柱)の撤去等が必要となる事態が生じたときは、一体となっている処分対象外の施設(本許可物件)の部分についても同時に撤去されることについて受認すること。
28. 風雨その他衝撃により危険又は不体裁になったときは、速やかに適切な措置を講じること。

第7号様式

年 月 日

法定外公共物占用料減免許可申請書

豊 中 市 長 様

申請者 住 所
氏 名

下記の事項について、法定外公共物占用料の減免を申請します。

記

占 用 場 所	豊中市	番地先
占 用 期 間	年 月 日 ~	年 月 日
占用内容及び数量		
占 用 料		
申 請 理 由	豊中市法定外公共物管理条例第9条の規定による	

第8号様式

文書記号 + 法第 号
年 月 日

法定外公共物占用料減免許可書

住 所

氏 名

様

豊中市長

印

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物占用料の減免について下記のとおり許可する。

記

占 用 の 場 所

豊中市

番地先

占 用 の 期 間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで (

日間)

占用内容及び数量

占 用 料

法定外公共物占用権利譲渡等許可申請書

豊 中 市 長 様

住 所
譲渡(転貸)人
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)
電話番号

住 所
譲受(転借)人
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)
電話番号

豊中市法定外公共物管理条例第12条の規定による権利譲渡等の許可を受けるため、下記のとおり申請します。

記

占 用 の 目 的	
占 用 の 場 所	豊中市 番地先
許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 文書記号 + 法第 号
権利譲渡等年月日	年 月 日
権利譲渡等の理由	

添付図書 法定外公共物占用許可書の写し

第10号様式

文書記号 + 法第 号
年 月 日

法定外公共物占用権利譲渡等許可書

住 所

氏 名 様

豊中市長

印

豊中市法定外公共物管理条例第12条及び豊中市法定外公共物管理条例施行規則第8条第3項の規定により下記のとおり許可します。

記

占 用 の 目 的	
占 用 の 場 所	豊中市 番地先
占用年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 文書記号 + 法第 号
占 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

第 1 1 号様式

年 月 日

法定外公共物占有者地位承継届出書

豊 中 市 長 様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

豊中市法定外公共物管理条例第 1 3 条の規定により占有者の地位を承継しましたので下記のとおり届け出ます。

記

占 用 の 目 的	
占 用 の 場 所	豊中市 番地先
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 文書記号 + 法第 号
被 承 継 者	
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	

第12号様式

年 月 日

法定外公共物占用廃止届出書

豊 中 市 長 様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

豊中市法定外公共物管理条例第15条の規定により法定外公共物の占用を廃止し、
原状に回復しましたので下記のとおり届け出ます。

記

占 用 の 目 的	
占 用 の 場 所	豊中市 番地先
許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 文書記号 + 法第 号
原状回復年月日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
添 付 図 書	位置図, 法定外公共物占用許可書の写し, 原状回復前後の写真

住 所
氏 名

様

豊中市長

印

命 令 書

あなたが 下記 は、豊中市法定外公共物管理条例
第 条第 項に違反しているので 平成 年 月 日までに
することを命令します。

記

物件工作物の所在地	豊中市
路 線 名	
物件工作物の名称構造	
違 反 の 状 況	

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に豊中市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に 処分の取消しの訴えを提起することができます。

記載要綱

- 1 欄は、所有している、占用している又は工事中等の不法占用行為の状況を記入する。
- 2 欄は、条例第4条違反については行為の内容を、条例第5条違反については家屋、アーチ、看板等の物件名を記入する。
- 3 欄は、条例違反該当条項を記入する。
- 4 欄は、勧告の日から通常2週間程度の日数を記入する。
- 5 欄は、措置命令の内容は除却、改築、中止等を記入する。

第14号様式

文書記号 + 法第 号
年 月 日

過 料 通 知 書

住 所

氏 名 様

豊中市長

印

豊中市法定外公共物管理条例第21条の規定に基づき下記のとおり過料を科します。納期限までに過料を納入してください。

記

過 料 金 額	
適 用 の 条 件	
過 料 を 科 す る 理 由	
納 入 先 問 合 せ 先	
納 期 限	年 月 日

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に豊中市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。